

居住者が第三者に敷地内への  
駐車をさせる場合のルール

ブラウンハイム管理組合  
理事長 阿部 俊光

居住者が第三者に敷地内への駐車をさせる場合のルールについて

日頃は、管理組合活動にご協力いただきありがとうございます。

先般の総会以降、居住者契約駐車場の契約更新手続きと利用ルールの徹底のお願いを行っておりますが、居住者が第三者に対して来客用臨時駐車場等敷地内への駐車をさせる場合につきましても、無秩序な駐車による他の居住者への迷惑防止や安全確保の観点から一定のルールに基づく運用を行いたく、下記内容を遵守いただきますよう、お願い申し上げます。

現在の規約上では契約車以外の駐車は認められておりません。

しかし、管理組合では、居住者の皆様に可能な限りの便宜を図るべく、来客用臨時駐車場の整備と利用ルールの改善を行って参りますので、下記内容は当面の暫定ルールとしてご理解下さいますよう、お願い申し上げます。

記

◇居住者が第三者に敷地内への駐車をさせる場合のルールについて

1. 居住者が第三者に敷地内への駐車をさせる場合は、原則として居住者自身が来客用臨時駐車場の利用予約を行なった上で駐車させること。  
(利用料金は居住者が支払うこと。)
2. 居住者自身の契約駐車場に駐車させる場合でも、居住者の責任において所定の表示を行い、届出を行うこと。(届出用紙は管理事務所)
3. 特別な理由など必要やむを得ない場合で、管理組合の許可を得た場合を除き、駐車場以外の敷地内スペースへの駐車は認めない。
4. 居住者が第三者に敷地内への駐車をさせる場合は、居住者が当該第三者に(駐車場使用規則-来客用)ルールを遵守させること。

無断駐車・無秩序駐車を無くし、安全で快適な居住環境を保つためにご協力お願い致します。

以上